

パート、アルバイト、派遣社員、
契約社員、嘱託などで働く方、必見です!!

働くときのルールが 変わります!

こんな経験、ありませんか?

何年も働いていたのに突然
「契約更新をしない」と言われた。



正社員には交通費があるのに
パートには全くない。

派遣先に「明日から来なくていい!」
と言われた。



連合キャラクター
ユニオニオン

そんなあなたに、NEWSです!!

労働契約法が改正されました!

1年や6カ月など期間に定めのある「**有期労働契約**」で働く人の雇用の安定などを目的として、労働契約法が改正されました。

Point!
1

無期労働契約への 転換

有期労働契約が繰り返し更新されて
通算5年を超えるときは、労働者の
申込みにより、期間の定めのない労働
契約(無期労働契約)に転換できる
ようになります。

施行日 2013年4月1日

Point!
2

最高裁判例の 「雇止め法理」の法定化

「雇止め」*について、有期労働契約
でも繰り返して更新され、無期労働
契約と同じ状態であると認められる
場合などは、その「雇止め」に解雇の
ルールが適用されます。

施行日 2012年8月10日

Point!
3

不合理な労働条件の 禁止

有期契約労働者と無期契約労働者
との間で、期間の定めがあることに
より、不合理に労働条件を相違させ
ることが禁止されます。

施行日 2013年4月1日

*「雇止め」とは、使用者が契約更新を拒否し、契約期間の満了により雇用が終了させられることをいいます。

派遣で働く方へ

派遣で働く人の保護と雇用の安定を図るため、
労働者派遣法が改正されました。

注目!



- 待遇に関する事項などの説明が義務化されます。
- 派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます。
- 派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます。
- 無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます。

施行日 2012年10月1日

2013春季生活闘争中!

すべての労働者の**処遇改善**を追求し
「働くことを軸とする安心社会」を
実現しよう

～賃上げ・労働条件の改善で、
デフレからの早期脱却を～



連合なんでも 労働相談ダイヤル

イ コウ ヨ レン ゴウ ニ
☎ 0120-154-052

どうしよう？困った！
労働問題で悩んだら、
まず連合に相談しよう！



- 専門のスタッフが労働相談に応じます
- 組合員でなくても相談できます
- 秘密厳守!安心して電話してください
- 必要に応じて直接面談も行います
- 組合づくりのお手伝いもします
- ひとりでも入れる組合もあります
- 労働問題は悩むよりもまず相談
- 連合には675万人の心強い仲間がいます
- 問題解決に向けて一緒に頑張りましょう



全国からこんな相談が寄せられています!

労働相談内容の内訳 (2011年)

その他 9.8%

安全衛生関係(労災、安全衛生等) 3.2%

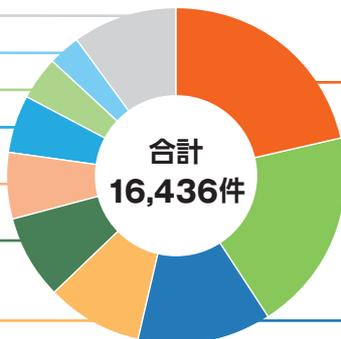
労働組合関係(組合結成、不当労働行為等) 4.1%

保険・税関係(社会保険、税金等) 5.5%

退職関係(退職金、再雇用等) 6.4%

労働時間関係(労働時間、休日等) 8.1%

差別関係(パワハラ、セクハラ、嫌がらせ等) 9.2%



突然、「明日から会社に来なくていい」と
言われてしまった。どうしよう?



雇用関係(解雇、雇止め等) 21.6%

定時になるとタイムカードを押さないといけない。
残業しても残業代が払われない。



賃金関係(賃金未払い、最低賃金等) 19.3%

次の更新時に契約社員から個人請負に
なってほしいと言われた。大丈夫?



労働契約関係(契約内容、就業規則等) 12.8%

出所:連合「なんでも労働相談ダイヤル」2011年1月~12月集計

相談者の方からの声

連合の労働相談ダイヤルをご利用いただいた方から、こんなお手紙やメールが寄せられています。

連合の方に親身になって相談に乗っていただき、大変感謝しています。ようやく採用されて、頑張ろうと思っていた矢先に解雇となり、大きなショックを受け、一人で不愉快な思いで悩んでいた時に、連合の存在を知って、お話を聞いていただき、少し気が楽になりました。弱い労働者の味方になって下さり、本当にありがとうございます。

派遣切りが話題になり、自分の立場に危うさを感じ、一人で悩んでいたところ、連合の労働相談を知りました。スタッフの方は、私の疑問や不安な気持ちに真摯に耳を傾け、法の解釈や事例など説明してくださいました。本当にありがとうございました。引き続き、非正規労働者の処遇改善に向けての支援をお願いします。

解雇に際して、色々相談に乗って頂きありがとうございます。皆さんの助けで何とか会社に残れていることを実感しています。皆さんの協力で得たチャンスを活かし、前向きな気持ちで頑張っていきたいと思えます。



相談してから早いものでもう1ヶ月経ちました。もう一度御礼を言いたくてお手紙を書きました。本当に連合の皆さんには助けて頂き、その温かい心づかいにも大変感謝しています。本当にありがとうございました。これからも働きやすい職場が増える事を願っています。

安心して働きたい! 連合に相談しよう!

「相談ダイヤル」実施日 ⇨ 2月7日(木)~9日(土) 10:00~19:00

イ コウ ヨ レン ゴウ ニ
連合福岡 ☎ 0120-154-052

〒812-0025 福岡市博多区店屋町6-5 小松ビル2F

【期間以外も常設(受付時間 平日10:00~17:00)】

福岡地域協議会 ☎092-283-5280

〒812-0025 福岡市博多区店屋町6-5 小松ビル1F

筑紫・朝倉地域協議会 ☎092-918-0800

〒818-0072 筑紫野市二日市中央1-8-21

北筑後地域協議会 ☎0942-31-2388

〒830-0021 久留米市篠山町3-168 久留米市労働会館内

南筑後地域協議会 ☎0944-43-5370

〒836-0842 大牟田市有明町2-2-9

遠賀川地域協議会 ☎0949-25-0501

〒822-0017 直方市殿町7-48 直方労働会館内

北九州地域協議会 ☎093-582-7150

〒803-0844 北九州小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館内

京築・田川地域協議会 ☎0930-25-4040

〒824-0031 行橋市西宮市3-1-16 周防ハイツ